

英国知的財産庁（UKIPO）、標準必須特許に関する意見募集を開始

2025 年 7 月 16 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2025 年 7 月 15 日、標準必須特許（SEP）に関する意見募集を開始したことをニュースリリースで公表した。2025 年 10 月 7 日まで、UKIPO の[ホームページ](#)にて意見を受け付けている。

意見募集は、2024 年 2 月に公表された「SEP に関する今後の方針」で予定されたもので、SEP ライセンス料の透明性の欠如、SEP ライセンスにおけるライセンサーの持つ情報とライセンシーの持つ情報の非対称性、標準技術における特許の必須性、訴訟環境の複雑化、といった SEP に関する課題への解決策を探るために行われる。

意見募集のために公表された文書（意見募集文書）には、英国の知的財産企業裁判所などがライセンス料率を決定するライセンス料率決定トラック（Rate Determination Track, RDT）の導入や、UKIPO への標準に関連する特許情報の登録義務化等の解決手段が提案されており、意見や代替案が求められている（意見募集文書の段落 54.-57.）。

具体的な質問項目の仮訳は、概略次のとおりである。

➤ 対策案 1：ライセンス料率決定トラック（RDT）

英国裁判所における SEP 紛争では、特許の侵害、必須性、有効性といった問題がライセンス料金の決定前に審理され、高額な費用と長い期間を要する。ここで、紛争の核心である料金決定にまず取り組むルートとして、知的財産企業裁判所にライセンス料率決定トラックを設け、企業にとって費用対効果の高いルートを設けることを企図する。

- 質問 1. 知的財産企業裁判所での RDT は、迅速かつ効率的なライセンス料率の決定を提供するという目的を果たすか。
- 質問 2. 既存の裁判所内に RDT を設置することに利点はあるが、政府目的を達成できるその他の代替案はあるか。
- 質問 3. 中小企業が料金決定ルートを利用できるようにするための方策について意見はあるか。
- 質問 4. RDT の権限と範囲（合理的なライセンス料率や条件など）はどうあるべきか。誰（ライセンサー、ライセンシー、又はその他の当事者）が RDT の請求を行うか。
- 質問 5. RDT やそれと同等の結果を達成できる代替手段についての追加の証拠や研究はあるか。
- 質問 6. RDT が効果的かつアクセスしやすいものとなるために、どのように構成

され、リソース配分されるべきか（例：関連する専門知識を有するパネルの構成、意思決定プロセス、手続規則）。

- 質問 7. 政府が提案する RDT により、どのようにして高等裁判所で利用可能な手段を超える効率性を得られると考えるか。
- 質問 8. ライセンス料率の計算の基礎として、どのようなモデルが好ましいか。どの特定の方法や原則を考慮すべきか。
- 質問 9. どの計算方法を使用するか、又は考慮する必要がある要素は何か（例：期間、範囲、年齢、条件、以前のロイヤルティー料率、料金構造といったライセンスの要素、そして、規模、販売ボリューム、製品といった企業の特定のデータ）。
- 質問 10. 特定の分野や技術にて、特別な方法が必要か。例示されたい。
- 質問 11. 決定を公表することは、透明性を高めるか、又は、RDT の使用が妨げられるか。
- 質問 12. RDT が効果的に機能し、アクセスしやすく、迅速かつ費用対効果の高い料金決定を容易にするために、どのような権限または手続き上のルールを導入すべきか。
- 質問 13. RDT が SEP エコシステム内のすべての関係者による使用を促進できるようにするには、どのような権限と手続規則が最も役立つか。
- 対策案 2：検索可能な標準に関連する特許情報
標準に関連する特許情報は、断片化され、一貫性のない報告となっていることが多い。ライセンシーは、必須性に関する情報を十分に有さず、ライセンスの必要性に確信を持つことが困難となっている。そこで、One IPO Search に、標準関連特許の検索機能を導入することを考えている。検索機能を提供するために、特許権者に対して、情報提供の義務化や、提供のインセンティブ付与を考えている。
- 質問 14. この提案は、透明性の向上と情報の非対称性の低減という政府目標に合致するものとするか。その理由を説明されたい。
- 質問 15. 政府は、この提案された必須要件の範囲内にあるものについて、ユーザーに対してどのように法的確実性を提供すべきか（例：情報提供の要件がいつ発動されるか、又は要件から何が除外されるか、といった法律上の具体的な規定）。
- 質問 16. 有用なデータセットを構築するために、権利者はどのような標準関連の特許情報を知財庁に提出する必要があるか（例：特許が関連する技術仕様又は標準、FRAND 宣言、ライセンスの利用可能性）。
- 質問 17. 透明性を高め、情報の非対称性を減らすという政府目的をより簡単に達成できる代替メカニズムやルートはあるか。
- 質問 18. 政府は、非遵守問題に対処するためにどのような制裁措置の導入を検討すべきか（例：無効、執行、非遵守特許所有者のリスト公表、罰金、管理手数

料)。

- 質問 19. 知財庁は、権利者から正確な情報が提供されていることをどのように確認すべきか（例：罰則、料金減免などのインセンティブ）。
- 対策案 3：SEP 専門訴訟前手続き（訴訟前の早期段階で、重要な SEP 情報の早期開示を行うなど）の必要性評価

民事訴訟規則における既存の訴訟前手続きの有効性を確認する。また、SEP 紛争に特化した SEP 専門の訴訟前手続きを導入すべきか確認する。

- 質問 20. 民事訴訟規則に規定される一般的な訴訟前手続きは、SEP の価格や必須性を含め、訴訟の減少につながる十分な情報交換の促進となるか。
- 質問 21. SEP 紛争において一般的に、または特に、訴訟前手続きが効果的でない、または遵守されていない事例があるか。
- 質問 22. SEP 専門訴訟前手続きの導入により、早い段階で情報交換に関する明確な期待が提供され、価格と必須性に関する情報の非対称性が解消されるか。
- 質問 23. 重要な SEP 情報 (クレームチャート、規格とバージョン、必須性データ、FRAND レートの算出方法など) の早期開示を促進するために、SEP 専門訴訟前手続きには何を含めるべきか。
- 対策案 4：必須性確認サービスの市場性評価

既存の商用必須性確認サービスを深く理解し、知財庁が必須性確認サービスを導入する必要があるかを検討する。また、知財庁がサービスを導入することの価値や、どのような利用目的があるかを検討する。

- 質問 24. 商用必須性確認サービスを利用したことがあるか。
- 質問 25. 利用したことがある場合は次の点をどのように見るか。アクセス性（例：コスト）、正確性と信頼性、そのデータをどう利用したか（例：ライセンス交渉、ポートフォリオ評価）、当該サービスは費用対効果があったか。
- 質問 26. 商用サービスの提供者か。
- 質問 27. 提供者である場合、次の詳細を提供されたい。提供しているサービス/パッケージについて。必須性、蓋然性を評価する手法。料金と小企業への減額。データの信頼性確保の方法。メインクライアント情報（例：SEP 権利者、ライセンサー、その他）。どのようにサービスが利用されているか（例：ポートフォリオ評価、争訟解決）。
- 質問 28. 知財庁における政府主導の必須性評価メカニズムの価値をどのように考えるか。
- 質問 29. 政府はどのようにして費用対効果の高いサービスを実現し、手頃な価格で必要不可欠な評価を利用可能にできるか。
- 質問 30. 知財庁主導の重要度チェックサービスの主な利用目的は何か。主に誰が、どのような目的で利用するか。
- 質問 31. 中小企業やスタートアップ企業にコスト効率の高い必須性評価を提供す

るために、他にどのようなオプションがあるか。

➤ 対策案 5a：救済措置と紛争解決

特許制度が提供する救済措置には、損害賠償、差し止め、FRAND 判定といった仕組みが存在する。ライセンシーからは、差し止めの脅威を利用して過剰なライセンス料が徴収されることへの懸念が表明されているが、このような慣行がどれほど蔓延しているのか、それがどの程度イノベーションの障壁となっているのか、を把握する。

- 質問 32. 現在の特許の仕組みは、SEP 訴訟に十分な救済措置を与えているか。
- 質問 33. ライセンス交渉における悪行為をどのように対処、軽減するか。
- 質問 34. SEP 交渉において、差止命令の脅威が影響したことはあるか。
- 質問 35. SEP 交渉において、差止命令の脅威が影響したことはある場合、どのような影響があったか、適切なデータと証拠を提供されたい。
- 質問 36. 本意見募集で政府により示されているその他の提案は、差し止めの脅威も含めて、「不誠実な」行為を対処する助けとなるか。

➤ 対策案 5b：裁判外紛争解決手続

ADR サービス提供者は、国内外に十分存在することを把握しているが、ADR サービスの利用は期待されているよりも低く、ADR サービスの認知度が低い可能性がある。英国では、紛争解決における ADR の利用を促進しているとともに、現段階では、政府が ADR に関して強制的な要件を導入する必要は無いと考えている。本調査では、SEP において ADR の利用を奨励するための証拠を集めることを目的とする。成果イメージとしては、SEPs Resource Hub にて、既存の ADR サービスへの案内や、ADR サービス提供者とのウェビナーの共催などが挙げられる。また、政府による既存の調停サービスの拡大など、政府の介入が必要となる可能性も含まれる。

- 質問 37. SEP ライセンス紛争を解決するための ADR をどの程度知っているか。
- 質問 38. SEP 紛争を解決するために ADR を利用したことがあるか。
- 質問 39. SEP 紛争を解決するために ADR を利用することに対して、影響を与える障壁はあるか。
- 質問 40. あなたは ADR の提供者か。その場合、SEP 紛争に対処した経験について説明されたい。特に、次の点に関心がある。
 - ◇ いくつの SEP 紛争を経験したか。
 - ◇ 解決を望まれているのはどのような種類の問題か。
 - ◇ サービス利用者の所在地はどこか。
 - ◇ どのような ADR のサービスが求められたか（例：調停、仲裁）。
 - ◇ どのような規模の企業がサービスを利用したか（例：マイクロ（従業員 9 名以下）、小企業（従業員 10-49 名）、中企業（従業員 50-249 名）、大企業（従業員 250 名以上））。
 - ◇ SEP 紛争が解決された割合はいくらか。

- 質問 41. SEP 紛争を解決するために知財庁の調停サービスを拡張するニーズはあるか。又は、既存の ADR サービスで十分か。
- 現在実施されている非規制的措置

政府は、SEPs Resource Hub、他の知財庁や裁判管轄との国際協力強化、標準化団体との連携強化に重点的に取り組んでいる。
- 質問 42. これら（SEPs Resource Hub、他の知財庁や裁判管轄との国際協力強化、標準化団体との連携強化）の非規制的措置は正しいと思うか。
- 質問 43. 非規制的措置において、政府が行える更なる取組はあるか。
- 影響評価

対策案の影響評価（意見募集文書の 108.-117.）を実施した。
- 質問 44. 影響評価に使用した仮定（質問 44.の前文、意見募集文書の 108.-117.を参照）に同意するか。
- 質問 45. ほかに含めるべき重大なコストや利益はあるか。
- 質問 46. 定量化の助けとなるデータやその他の情報はるか。
 - ◇ 裁判所よりも RDT を使うことによるコスト削減可能性について。
 - ◇ 裁判所よりも RDT を使うことによる時間や効率性について。
 - ◇ RDT が定めたレートが公表されることで市場参入の障壁が削減される利点について。
- 質問 47. 各対策案の影響評価を行う助けとなるその他の情報を提供されたい。

寄せられた意見は、最適な政策を立案するために使用される（意見募集文書の段落 14.）。また、意見のサマリーは英国政府のホームページでの公開対象となる（意見募集文書の段落 15.）。

—UKIPO のニュースリリース等は、以下参照—
 （UKIPO のニュースリリース）

<https://www.gov.uk/government/news/government-launches-seps-consultation-to-boost-uk-innovation>

（意見募集文書）

<https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-standard-essential-patents-seps/consultation-on-standard-essential-patents>

（意見募集のホームページ）

<https://ipoconsultations.citizenspace.com/ipo/consultation-on-standard-essential-patents/>

－UKIPO の SEP への取組についての欧州知的財産ニュースは、以下参照－

- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、SEP リソース・ハブの立ち上げを発表 \(2024 年 7 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、SEP に関する今後の方針を公表 \(2024 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)

(以上)